

福祉車両に関する消費税関連法令①

◆福祉車両の定義

1.車いす移動車(身体障がい者輸送車)

車いす等の昇降装置を装備し、車いす等の固定器及びシートベルトを装備し、かつ、客室面積の50%以上を車いすの面積が占める自動車

*車いす1台につき1名の座席を介助者席とみなすことができる。

2.上記1以外で以下のいずれかの装備が装着された自動車

① 手動装置

車両本体に設けられたアクセルペダルとブレーキペダルを直接下肢で操作できない場合、下肢に代えて上肢で操作できるように設置されるもの。

② 左足用アクセル

右下肢に障がいがあり既存のアクセルペダルが操作できない場合、左下肢で操作できるように設置されるもの。

③ 足踏式方向指示器

右上肢に障がいがありステアリングホイールの右側に設けられている既存の方向指示器が操作できない場合、下肢で操作できるよう運転者席の足元に設置されるもの。

④ 右駐車ブレーキレバー

左上肢に障がいがあり運転座席の左側に設けられている既存の駐車ブレーキレバーが操作できない場合、右上肢で操作できるよう運転者席の右側に設置されるもの。

⑤ 足動装置

両上肢に障がいがあり既存の車では運転操作ができない場合、上肢に替えて両下肢で運転操作ができるようにするもの。

⑥ 運転用改造座席

身体に障がいがあり、安定した運転姿勢が確保できない場合、サイドボードを付加した座席に交換することにより、安定した運転姿勢を確保できるように設置させるもの。

◆福祉車両における消費税の非課税事項

上記、福祉車両の定義に該当する自動車であれば、次の内容が非課税とされます。

- | | | |
|---------|-------|--|
| ① 譲渡 | | 車両販売時が該当(中古車オークションの場合、課税仕入) |
| ② 貸付 | | リース代金やレンタカー代金 |
| ③ 製作の請負 | | 製作や改造等の部品や工賃等 |
| ④ 修理 | | 補助手段に係る修理や昇降装置及び必要な手段に係る修理
(部品単体の仕入や販売は課税となります) |

福祉車両に関する消費税関連法令②

◆身体障害者用自動車の付属品の取り扱い

非課税となる身体障害者用の自動車に係る付属品については、当該自動車の引渡しの際に取り付けられ、当該自動車と一体として取引されるもので、使用に当たって常時当該自動車と一体性があると認められるものは、当該付属品を含めた全体が身体障害者用の自動車に該当して非課税となります。

【代表的な非課税となる付属品の例】

カーオーディオ
カーラジオ
カークーラー・エアコン
空気清浄器
字光式ナンバープレート
フォグランプ
アルミホイール
リアスポイラー
ハイマウントストップランプ
エアフォルムバンパー(フロントスポイラー付バンパー)
フロントガード(フロントグリルガード及びフロントロアスカート)
フードオーナメント(シャイニングエンブレム)
カーナビゲーション

納車時までにはそなえられるフロアマット、愛車セット等の備品についても身体障害者用の自動車の車両と一体とみなして非課税となります。

*注意点

- ① 引渡し時までには追加のあった付属品に関しても非課税となります。
- ② スタッドレスタイヤに関しては、装着し当該自動車と一体として取引されるものであれば、非課税の条件となりますが、冬期以外で積載し引渡しの場合は課税対象となります。

◇関連法規 *平成27年4月1日現在法令等

- ・ 消費税法6
- ・ 消費税法別表第1第10号
- ・ 消費税法施行令14の4
- ・ 消費税法基本通達6-10-1、6-10-4
- ・ 平成3年厚生省告示第130号